

**公益財団法人長寿科学振興財団**  
**令和 6 年度長寿科学研究者支援事業「長生きを喜べる長寿社会実現研究支援」**  
**公募説明会質疑応答議事録（6 月 20 日開催分）**

**事前質問回答**

**質問 1 :**

A 探索研究のプロジェクト提案書を作成中です。提案書様式 1 の「2. プロジェクトで達成する目標 ※目標とは D : 展開を目指すものであり A : 探索研究、B : 実装研究の目標ではありません。」と記載されています。A 探索研究の場合、2. は記載する必要はないのでしょうか？ご教示頂けると幸いです。

**回答 1 :**

今回の公募ではどの分類から応募いただいても、社会実装し全国展開できるプロジェクトを採択します。各分類のみで完結する提案は受付けていません。そのため、A:探索研究の提案であっても、2. は記載する必要があります。

**質問 2 :**

既に稼働している高齢者支援システムは、複数の研究費より構築してきました。新たな問題点やチャット GPT などの革新的技術が公開され、これらの解決や活用を行うことで、高齢者の健康管理を自動化してサポート可能なシステムに改修することを提案する予定です。他財団との開発研究費を差別化あるいは単独の支援で開発することは困難です。複数の研究助成があった場合に、主たる開発目的が異なっていれば、基本となるシステムが共通であっても応募可能でしょうか？

**回答 2 :**

可能です。

当財団以外からの研究助成がある場合は、提案様式 1 のプロジェクト計画書の 5.Revenue や、様式 3-2 資金導入計画書他制度等からの助成情報を記載ください。

**質問 3 :**

自治体で申請することを想定していますが、プロジェクトチームは、研究実績のある保健所長を提案者としたうえで、保健所内の組織横断的な体制で基準を満たしますか？それとも外部の組織との連携なども求められますか？

**回答 3 :**

提案者やプロジェクトチームの要件については「5.応募要件」に記載のとおりです。

なお、公募要領 11 ページに記載のとおり 3 つの審査・選定の観点を考慮して審査・選定します。

**質問 4 :**

高齢者の健康推進に繋がる高齢者を多く含む事業でも対象になりえますでしょうか？（つまり、高齢者以外も対象群に含まれる事業）

**回答 4 :**

本事業は主課題を実現するための課題解決となるものであれば、提案の内容を制限するものではありません。

せん。提案については以下を意識してください。①社会的インパクトがある②持続可能かつ実効性がある③学際的である

**質問 5 :**

地方公務員も応募できますか？

**回答 5 :**

はい、可能です。「5.応募要件」の提案者の欄に記載している要件を満たしてください。

**質問 6 :**

提案者の③は、研究ではなく社会課題解決のための事業の実績のみでもよいですか。

**回答 6 :**

はい、良いです。

**質問 7 :**

自助力と互助力を向上させるための対話型 AI システムを開発しています。今回の公募対象にこのようなソフトウェアが対象になるでしょうか？宜しく願います。

**回答 7 :**

本事業は主課題を実現するための課題解決となるものであれば、提案の内容を制限するものではありません。提案については以下を意識してください。①社会的インパクトがある②持続可能かつ実効性がある③学際的である

**質問 8 :**

小生は戦略コンサルタントで、ソーシャル・イノベーション研究で博士号を有しております。香港、米国で市場導入している老人転倒防止・健康寿命向上に寄与するヘルス・テック・スタートアップとの協働で日本市場導入を目的に、近日中に日本法人の設立を予定しております。この事業の実証実験、社会実装は貴研究支援の対象となりますでしょうか。

**回答 8 :**

本事業は主課題を実現するための課題解決となるものであれば、提案の内容を制限するものではありません。提案については以下を意識してください。①社会的インパクトがある②持続可能かつ実効性がある③学際的である

**質問 9 :**

シニア生涯スポーツ、ウェルネスの文化で日本のヘルスケア、健康予防医療、フレイルをイノベーションへ、現在の、運動習慣の意識行動を変える為には？

**回答 9 :**

公募要領や公募説明動画、また提案様式 1 に記載されている青字の記入要領をご覧ください。ご提案ください。

**質問 10 :**

倫理教育について、履修を予め求められる研究倫理教育として「財団が、上記と内容的に同等と判断したプログラム」とありますが、共同研究グループを予定している三重大の「2021年 生命・医学系指針に関する講習会」を e-Learning で受講し、修了書を取得していますが、この修了書では申し込めないでしょうか？

**回答 10 :**

提案者が所属または共同プロジェクトグループの所属団体において提供されているプログラムですので、問題ございません。

**質問 11 :**

既に共同プロジェクトグループとプロジェクトリーダーが共同研究契約を締結し、プロジェクトグループから共同プロジェクトグループに対して共同研究契約に基づく資金提供が行われている場合、資金導入計画書（様式 3-2）のその他の研究助成等に記載の必要はありますか？

**回答 11 :**

はい、記載ください。

**質問 12 :**

他制度から受けている助成、他制度への申請・助成中の研究が本研究と異なる場合も、他制度からの助成情報に記載の必要はありますか？

**回答 12 :**

はい、記載ください。

**質問 13 :**

事業再構築補助金等も記載の必要はありますか？

**回答 13 :**

はい、記載ください。

**質問 14 :**

利害関係について：飯島勝矢審査副委員長が主宰されます「東京大学ジェロントロジー産学連携プロジェクト ジェロントロジーネットワーク」に参加していますが、審査委員との利害関係は「ない」が良いでしょうか？

**回答 14 :**

提案するプロジェクトに対して審査評価委員の関わりがある場合は「はい」、ない場合「いいえ」です。

**質問 15 :**

プロジェクト体制計画書（様式 4）の 6.プロジェクト体制を構成する者の情報 6.1 プロジェクトチームプロジェクトリーダーの情報で学歴記入欄が（大学卒業以降）となっていますが、最終学歴が高等専門学校の場合、どのように記載したらよいでしょうか？

**回答 15 :**

最終学歴（高等専門学校）を記載してください。

**質問 16 :**

共同プロジェクトグループについては、グループ代表だけでなくプロジェクトに関わる全てのメンバーの登録が必要でしょうか？

**回答 16 :**

共同プロジェクトグループに代表者以外に参加者がいる場合はすべての方を記載ください。

**質問 17 :**

事務処理要領のプロジェクト経費の注意事項(7)「預金通帳の写しおよび領収証等の支払いに関する証拠書類の提出が難しい場合は、別紙 2「支払証明および領収書の提出省略について」および団体作成の「予算差引簿」を提出することでその代わりとすることができます。」について、別紙 2 および予算差引簿のひな型のご提示は可能でしょうか。

**回答 17 :**

採択内定後に助成金交付契約にかかる資料を提示させていただきます。

**質疑応答分(6月20日)****質問 1 :**

研究倫理教育の履修プロジェクトリーダーが、プロジェクトマネージャー1名、経理担当者1名、その他プロジェクトメンバー3名の6名でプロジェクトチームを組成した場合、研究倫理教育の履修は、プロジェクトリーダーのみならず、経理担当者を除く5名すべての履修が必要なのか？

**回答 1 :**

ご認識のとおりです。なお、研究倫理教育に関するプログラムを予め履修することを求めています。提案時に予め履修が難しい場合は提案様式 4 の 6.「プロジェクト体制を構成する者の情報」に予定等を記載ください。

**質問 2 :**

今回、A 探索研究で提案する場合は、提案書に B、C、D の内容が含まれていればよいとの認識でよろしいでしょうか。

**回答 2 :**

はい、ご認識のとおりです。今回の公募ではどの分類から応募いただいても、社会実装し全国展開できる研究を採択していきます。各分類のみで完結する応募は受付けていません。

**質問 3 :**

B の実装について、プロジェクト参画メンバー、共同者について、2024 年度中や 2025 年度以降に見直しすることが想定されますが、変更することは許容されますか？その変更内容を申告することでよろしいでしょうか？

**回答 3 :**

プロジェクトが進行するうえで、プロジェクトが掲げる目標達成のために合理的な理由によりプロジェクトのメンバーを変更することについて可能です。手続きとしては変更申請を財団事務局に提出していただく形となります。

**質問 4 :**

プロジェクトリーダーはプロジェクトマネージャーと兼務できますか？

**回答 4 :**

兼任はできません。公募要領 9 ページに記載のとおり「プロジェクトリーダーのもとにプロジェクトマネージャー（プロジェクトリーダーの補佐、プロジェクトの運営管理、事務手続き等の責任役）を最低 1 名、経理責任者（経理実務経験 3 年以上程度）1 名を配置すること」としています。

**質問 5 :**

「D：展開 年間上限 2,000 万円（助成率は総事業費の 10 分の 1 まで）×最長 2 年（持続可能な事業の仕組みが確立し、全国展開・新規事業創出につながることを目的とする）」に関して質問致します。

- ① A～C はなしで、D のみでの提案でも問題ない、との認識で間違いありませんか。
- ② 弊社では、国内の自治体向けビジネスでの提案を検討しております。
  - 展開、契約に関しては、都道府県単位、市区町村単位のいずれにおいても、助成対象となり得るでしょうか。
  - 展開、契約自治体数は、例えば 1 自治体であっても、3 自治体であっても、助成対象になり得るでしょうか。
  - また、上記の展開、契約自治体数がより多く、展開範囲の広い提案内容の方が、採択決定時に優先される形方針でしょうか。

**回答 5 :**

- ① はい、D：展開のみでの提案で問題ございません。
- ② 主課題を実現するための課題解決方法の実装地域の種別や数については制限や条件は設けておりません。プロジェクトのご提案内容が既に課題解決方法が社会実装され、持続可能な枠組みにより事業化が確立され、これから全国展開の段階である内容であれば、D：展開の助成対象となります。なお、実装地域の数の多さが採択決定時に優先されるとは必ずしも言えません。3つの審査選定の観点（① 社会的インパクトがある②持続可能かつ実効性がある③学際的である）を満たすご提案を採択いたします。